37	関税率表第51・06項に掲げる物品	紡毛糸（小売用のものを除く。）	249,466	73,741	千円	0.6	平成22年７月16日 適用停止 中華人民共和国
38	関税率表第51・07項に掲げる物品	梳毛糸（小売用のものを除く。）	1,472,319	850,949	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国 （インド） 293,290千円
39	関税率表第5111・11号の１、第5111・19号の１、第5111・20号の１、第5111・30号の１、第5111・90号の１、第5112・11号の１、第5112・19号の１、第5112・20号の１、第5112・30号の１又は第5112・90号の１に掲げる物品	紡毛織物及び梳毛織物（絹の重量が全重量の10%を超えるもの）	1,272	27,835	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
40	関税率表第51・11項又は第51・12項に掲げる物品（第39項に掲げるものを除く。）	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）	3,935,486	1,338,607	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
41	関税率表第52・04項、第5205・11号の１、第5205・12号の１、第5205・13号の１、第5205・14号の１、第5205・15号の１、第5205・21号の１、第5205・22号の１、第5205・23号の１、第5205・24号の１、第5205・26号の１、第5205・27号の１、第5205・28号の１、第5205・31号の１、第5205・32号の１、第5205・33号の１、第5205・34号の１、第5205・35号の１、第5205・41号の１、第5205・42号の１、第5205・43号の１、第5205・44号の１、第5205・46号の１、第5205・47号の１、第5205・48号の１、第5206・11号の１、第5206・12号の１、第5206・13号の１、第5206・14号の１、第5206・15号の１、第5206・21号の１、第5206・22号の１、第5206・23号の１、第5206・24号の１、第5206・25号の１、第5206・31号の１、第5206・32号の１、第5206・33号の１、第5206・34号の１、第5206・35号の１、第5206・41号の１、第5206・42号の１、第5206・43号の１、第5206・44号の１、第5206・45号の１、第5207・10号の１若しくは２の(1)、第5207・90号の１若しくは２の(1)、第5802・11号、第5802・19号又は第5803・00号の１に掲げる物品	綿糸（合成繊維等の重量が全重量の10%を超えるもの）等	291,852	271,302	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国 平成22年９月16日 適用停止 インド
42	関税率表第53・09項又は第5311・00号の１に掲げる物品 関税率表第5308・90号の２に掲げる物品のうち ラミー糸	亜麻糸、ラミー糸及びこれらの織物	537,964	213,748	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
43	関税率表第5402・20号の２の(1)、第5402・33号の２の(1)、第5402・46号の２の(1)、第5402・47号の２の(1)、第5402・52号の２の(1)又は第5402・62号の２の(1)に掲げる物品 関税率表第5402・44号の２の(2)に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	ポリエステルの長繊維の糸（絹の重量が全重量の10%を超えるもの以外のもの）	943,917	363,880	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
44	関税率表第54・07項、第54・08項又は第5811・00号の２の(1)若しくは(3)に掲げる物品	合成繊維の長繊維の糸の織物	1,578,942	711,126	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
45	関税率表第54類に掲げる物品（第43項及び第44項に掲げるものを除く。） 関税率表第5604・90号の１の(2)のＢ又は３に掲げる物品	人造繊維の長繊維の糸及び織物（第43項及び第44項のものを除く。）	2,315,086	752,165	千円	0.2	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
46	関税率表第55・12項から第55・16項まで又は第5801・31号の２に掲げる物品	合成繊維の短繊維の織物	1,730,714	583,085	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国